障がい者就労支援施設等からの物品・役務の調達にご協力ください！



障がい者優先調達推進法とは？

国や地方公共団体等が、障がい者就労施設等から優先的に物品・役務を調達することで、障がいのある方々の自立と社会参加を促進することを目的とした法律です。

調達にご協力いただくことで…

- **障がいのある方の働く機会の拡大**
  一人ひとりの可能性が広がります。
- **地域社会の活性化**
  地域のつながりが、まちを元気にします。
- **誰もが暮らしやすい共生社会の実現**
  支え合い、認め合う社会につながります。

物品の例



封筒

事務に欠かせない
各種封筒など

物品の例



冊子・製本

会議資料や広報誌など
各種冊子の印刷・製本

物品の例



杖ホルダー

窓口等で固定可能な
杖ホルダーなど

役務の例



草刈り作業

公園・施設の
草刈り・清掃など



松山市のホームページで、物品・役務の提供ができる障がい者就労施設等のリストを公開しています。

ぜひ、リストをご覧いただき、物品・役務の調達にご協力をお願いします。

詳しくはこちら ▶
（松山市ホームページ）

お問い合わせ先　松山市役所　障がい福祉課
089-948-6433（直通）
shougai@city.matsuyama.ehime.jp